

# 当院での治験審査委員会に関する情報の公開について

## 治験とは

新しい「薬」を開発するためには、「薬の候補物質」について、人での効き目(有効性)や副作用(安全性)を確認する必要があります。人での有効性や安全性について調べる試験を一般に「臨床試験」と呼んでおり、厚生労働省から「薬」として承認を受けるために行う臨床試験のことを「治験」と呼んでいます。

「治験」は厚生労働省が定めた基準に従って行われます。治験は、くすりの開発には欠かすことのできないものであり、「明日のくすりをつくることに協力する」というボランティア精神が治験を支えています。また、治験を行う医師が患者さんには治験について十分ご説明し、患者さんが内容をよく理解された上でご本人の考え(判断)により治験に参加することに同意(インフォームド・コンセント)していただきます。参加していただいた患者さんの人権及び安全は最大限に尊重され、秘密は守られます。

## 治験審査委員会(IRB:Institutional Review Board)とは

治験審査委員会は、治験に参加される方々の人権と安全を守るために、治験の内容が倫理的であるか、あるいは科学的な方法であるかについて審査を行い、病院長に意見を述べる委員会です。

## IRB 情報公開の目的

IRB の情報を  
治験関係者が入手しやすい環境を充実する  
広く国民の皆様に周知する

## 閲覧可能な資料について

治験関連標準業務手順書、治験審査委員会委員メンバー、治験審査委員会 会議の記録の概要

## 閲覧に関する問い合わせ窓口

以下の連絡先にご連絡お願い致します。

総務課 木田 (06 - 6552 - 0091)